

新型コロナウイルス感染症に不安をかかえる妊娠中の方へ



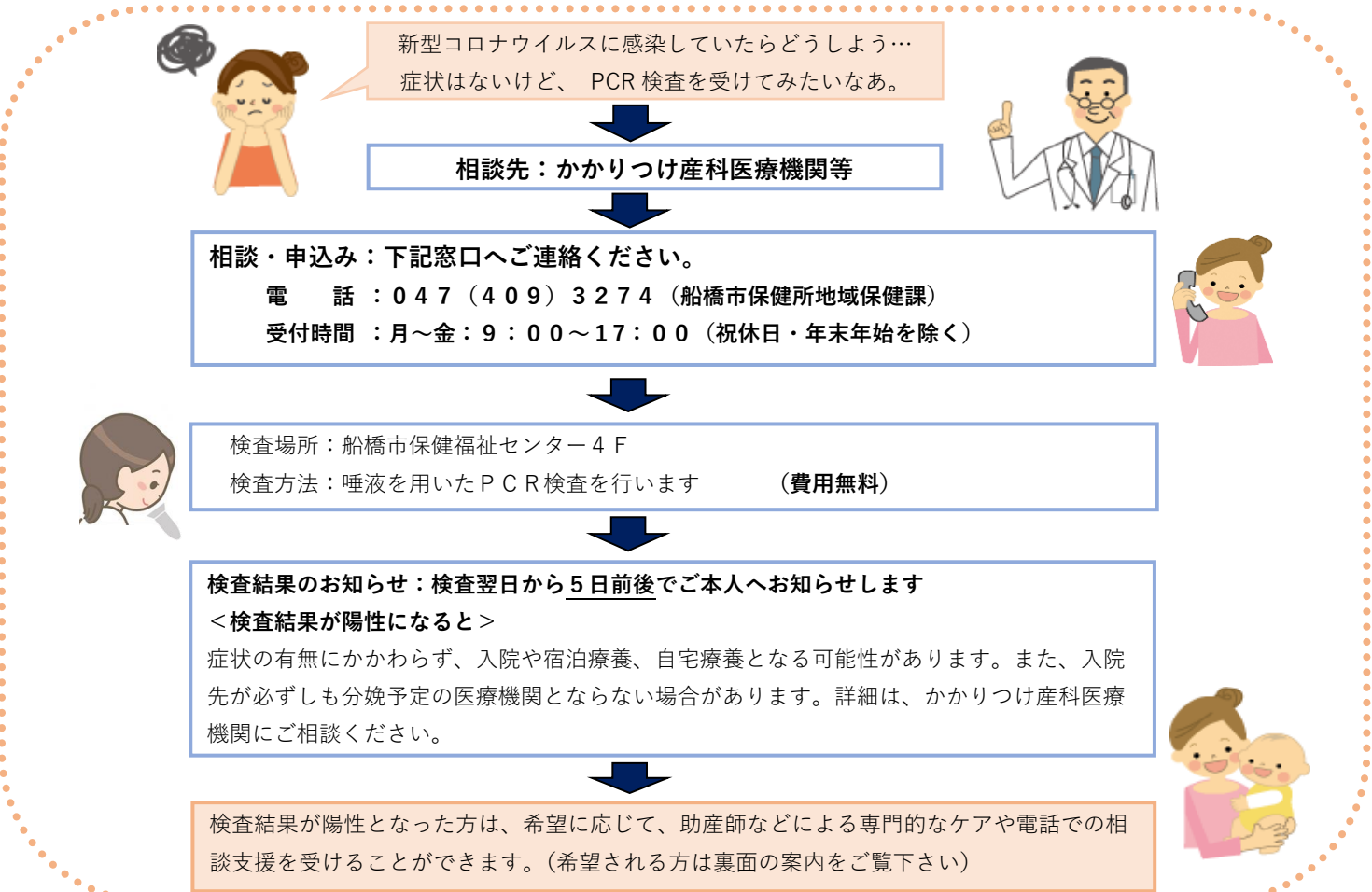
検査を希望する妊婦の方に、新型コロナウイルスの検査を任意で行います。(1回の妊娠につき1回限り)

【対象（以下のすべてにあてはまる方）】 <ul style="list-style-type: none">・船橋市内の産科医療機関等で出産予定の方（船橋市に住民票がない方を含む）・発熱などの感染を疑う症状がない妊婦の方 【検査の目安】 <ul style="list-style-type: none">・概ね妊娠36週から37週の妊婦の方	【相談先】 妊婦健診を受けている かかりつけ産科医療機関等
--	--

(ご注意) 船橋市外の産科医療機関等で出産予定の方は、**出産予定の産科医療機関等にてご確認ください。**

※発熱などの症状のある方や無症状でも医師より検査が必要と判断された方は、本検査の対象ではなく、**帰国者・接触者 外来などに相談のうえ、感染症法に基づく検査（行政検査）を受けていただくこととなります（こちらの検査申込みを行うことはできません）。**

■検査までのフローチャート



ウイルス検査の実施にあたっては、下記内容をご覧になり、**かかりつけ産科医療機関等にご相談ください。**

・検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。

<検査結果が陽性となった場合>

- ・症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも分娩予定の産科医療機関等とならない場合があります。また、分娩方法等が変更される（帝王切開や計画分娩等）可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限される場合があります。また、分娩後の一定期間、母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない）となる可能性があります。
- ・希望により、退院後において自治体が提供する、助産師・保健師等による健康支援や、相談支援を受けることができます。そのため、本検査結果等につきましては、住民票のある自治体に提供させていただく場合があります。